

令和3年度一般会計 歳出第2款3項4目危機管理費 12節(01) 無線保守その他委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当		
			総務局地域防災課	ふりがな 担当者名	すずえ ゆうき 鈴江 佑輝
				電話	671-2011

# 設 計 書

1 委託名 浸水ハザードマップ版下作成業務委託

2 履行場所 総務局地域防災課

3 履行期間  
又は期限  期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日  
 期限 令和4年3月31日まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明  不要  
 要

7 委託概要 浸水ハザードマップ版下作成(15区)





# 浸水ハザードマップ版下作成業務委託 仕様書

## 1 適用

本仕様書は、横浜市が受託者に委託する「浸水ハザードマップ版下作成業務委託」に適用する。

## 2 業務目的

本業務は、洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域及び内水浸水想定区域等を基に、風水害時の浸水と避難方法等に係わる情報を、住民に分かりやすく提供することを目的とした浸水ハザードマップの版下作成業務を行う。

## 3 提出書類

受託者は、作業の実施に先立ち、以下の書類に関する書類等を横浜市に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) その他委託者が必要とする書類

## 4 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

## 5 版下作成対象

浸水ハザードマップをB1判(予定)で、行政区ごとに作成すること。

### 【洪水】

水系	行政区
鶴見川水系及び多摩川水系	鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区
帷子川水系	西区、保土ヶ谷区、旭区、 <u>中区</u>
境川水系	<u>港南区</u> 、戸塚区、泉区、瀬谷区
大岡川水系	<u>中区</u> 、南区、 <u>港南区</u> 、磯子区

※1 港南区は、境川・大岡川の両水系を掲載。

※2 中区は、大岡川・帷子川の両水系を掲載

### 【高潮】

浸水想定区域が作成されている行政区のみ。(鶴見区、港北区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区)

※高潮浸水想定区域がない行政区については、契約決定後本市担当者と掲載内容及び紙面割りを調整すること。

## 6 概要

### (1) 体裁

B 1 判（予定） 4 色カラー

### (2) 地図の縮尺

ハザードマップの構成により、本市と協議のうえハザードマップの目的に沿った縮尺とする。

## 7 浸水ハザードマップの作成

### (1) 地図面 [表面及び裏面]

#### ア 掲載内容

- ① 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ② 早期の立退き避難が必要な区域
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ 急傾斜地崩壊危険区域
- ⑤ 土砂災害特別警戒区域
- ⑥ 高潮浸水想定区域（対象の行政区のみ）
- ⑦ 内水浸水想定区域
- ⑧ 避難場所及び避難場所の一覧
- ⑨ 避難時の危険箇所（アンダーパス等）に関する情報
- ⑩ 浸水ハザードマップの概要（前提としている降雨条件）
- ⑪ 水位観測所等の位置
- ⑫ 問い合わせ先
- ⑬ 凡例
- ⑭ その他、本市と協議の上必要な情報

#### イ 作成方法他

- ・基本となる地図面は、都市計画基本図を Shape 形式データで貸与する。（町名、鉄道駅、区役所、警察署、消防署、郵便局、図書館、地区センター、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、病院・診療所の情報を掲載している）
- ・都市計画基本図に、上記①浸水想定区域図、②早期の立退き避難が必要な区域、③土砂災害警戒区域、④急傾斜地崩壊危険区域図、⑤土砂災害特別警戒区域、⑥高潮浸水想定区域図、⑦内水浸水想定区域図、その他必要な情報について、本市から貸与する Shape 形式のデータをレイアウトする。
- ・避難場所は、本市から貸与する Shape 形式データにより、地図面に記載する。
- ・避難時の危険箇所は、本市から貸与するエクセルデータ（名称・住所）を、座

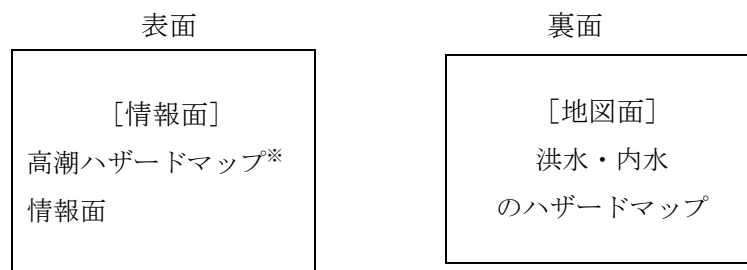
標データ（E S R I シェープファイル）に変換し、地図面に記載すること。

- ・精度を求める図面のため、自社の測量士を業務全般の管理者に選任し精度管理を行うこと。また、地図調製工程においてはG I S ソフトを使用し自社のG I S 上級技術者もしくはG I S 1 級技術者による精度管理を行い作成すること。

## （2） 情報面 [裏面]

ハザードマップの構成により、本市と協議のうねハザードマップの目的に沿った情報面とする。

[作成イメージ]



※高潮浸水想定区域がない行政区については、契約決定後本市担当者と掲載内容及び紙面割りを調整すること。

## 8 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するために、以下の段階における打合せを基本とし、回数制限は設けない。

- （1）業務着手時
- （2）中間打合せ
- （3）業務完了時

## 9 成果品

- （1）浸水ハザードマップ印刷用原稿データ（AI 形式） 1 式  
（行政区：15 種類）
- （2）RIP 装置を使用したスクリーニング済みデジタル製版用データ（1bit tiff 形式）  
1 式 （行政区：15 種類）
- （3）浸水ハザードマップウェブサイト掲示用データ（PDF 及び J P E G 形式） 1 式  
（行政区：15 種類）

## 10 その他

- (1)ハザードマップ作成にあたっては、国土交通省国土保全局河川環境課作成の「水害ハザードマップ作成の手引き」を遵守すること。
- (2)ハザードマップについては、ユニバーサルデザイン、カラーバリアフリーに十分に配慮し、MUD2級以上の資格所有者を主任技術者とする。
- (3)校正は、最低三回以上行うこととし、校正の際は、カラーで印刷した校正用紙（各5部）とPDFデータを提出し、校了時も5部提出するものとする。
- (4)当該業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らさぬよう、秘密保持の義務を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5)ハザードマップは、中途の作成物を含め著作権・著作権等全ての権利について、横浜市に帰属する。また、本市の許可なく開示・使用・掲載してはならない。
- (6)業務の遂行の際は、指示事項及びその他必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、作業内容について疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議のうえ対応すること。
- (7)業務の進捗状況については、本市担当者に適宜連絡し、関係者による定期的な打ち合せのうえ、報告すること。
- (8)本仕様書に定めのない事項については、本市担当者と十分協議を行い、指示を受けること。